

学校法人岩崎学園 校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、学校法人岩崎学園 校友会と称する。
その構成組織として、下記の通り、各専門学校全7校別の校友会組織を設置する。

- ・学校法人岩崎学園 校友会 情報科学専門学校
- ・学校法人岩崎学園 校友会 横浜医療情報専門学校
- ・学校法人岩崎学園 校友会 横浜 f カレッジ
- ・学校法人岩崎学園 校友会 横浜デジタルアーツ専門学校
- ・学校法人岩崎学園 校友会 横浜リハビリテーション専門学校
- ・学校法人岩崎学園 校友会 横浜保育福祉専門学校
- ・学校法人岩崎学園 校友会 横浜実践看護専門学校

本会の事務局は、学校法人岩崎学園 校友会 事務局と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員の親睦および相互扶助を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦および情報交換をはかるための有益な事業
- (2) 同法人が設置する学校の維持発展に寄与する事業
- (3) その他

(本会の所在地)

第3条 本会は、事務局を神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2-17 相鉄岩崎学園ビル学校法人岩崎学園内に置く。

第2章 会 員

(会 員)

第4条 本会の会員は、正会員、準会員および特別会員とする。
2. 正会員は、同法人が設置する専門学校を卒業した者または在学した者とする。
3. 準会員は、同法人が設置する専門学校に在籍している学生とする。
4. 特別会員は、同法人が設置する各専門学校教職員または教職員であった者およびその他で幹事会で承認された者とする。

(会 費)

第5条 正会員の会費納入は細則の定めるところによる。

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会には、原則として、次の役員を置く

名誉会長	1名
会 長	1名
副 会 長	2名
各専門学校常任幹事	各校 1名以上
各専門学校幹事	各校 15名以内
会計監査	2名
会 計	1名

(役員を選任)

第7条 役員(名誉会長を除く)は、正会員、特別会員のうちから選任する。

(役員職務権限)

第8条 本会の役員は、次の業務を行う。
(1) 名誉会長は、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。
(2) 会長は、本会を代表し、業務を総括する。
(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位により、その業務を行う。
(4) 各専門学校常任幹事は、会長および副会長を補佐し、業務を行う。また、各専門学校幹事会を招集、実施する。
(5) 各専門学校幹事は、各専門学校幹事会を組織し、本会の業務を審議決定する。
(6) 会計監査は、本会の会計および業務の状況を監査して事務局から、名誉会長に報告する。
(7) 事務局は、本会の会計を担当し、名誉会長に報告する。また、会議の招集や、各専門学校の予算・決算などの監査を行う。
(8) 本会の事務は、学校法人岩崎学園に依頼することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再選は妨げない。
2. 補充に選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了の後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第4章 会 議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会および幹事会とする。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長もしくは各専門学校常任幹事、事務局がこれを招集し、実施する。

(議決の定足数)

第12条 会議の議事は、別段の定めがない限り、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
2. 前項の場合、議長は、議決に加わることができない。

(総 会)

第13条 総会は、必要に応じ開催する。
2. 総会は、正会員および特別会員をもって構成する。
3. 総会においては、本会に関する重大な事項を決議する。
4. 臨時総会は、必要に応じて開催する。
5. 総会の議長は、会長とし、定足数は、特にこれを定めない。

(各専門学校幹事会)

第14条 各専門学校幹事会は、各専門学校常任幹事が召集し、必要に応じて、年度毎に一回以上各専門学校にて開催する。
2. 各専門学校幹事会においては、本会の業務の決定、前年度の会務を報告し役員選出、予算・決算の承認を行う。その後、事務局監査を経て、名誉会長に最終承認申請を行い、承認を得るものとする。
3. 各専門学校幹事会は、役員(会計監査を除く)をもって構成し、定足数は、特にこれを定めない。
4. 各専門学校幹事会は、会務のために別に細則を作ることができる。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第15条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理・支弁)

第16条 本会の経費は、資産をもって支弁し、資産は、事務局が本会の委託によりこれを管理する。

(予算および決算の手段)

第17条 本会の収支予算は各専門学校幹事会の決議を経てこれを定め、事務局から名誉会長へ報告し、承認を得るものとする。予算外収支も同様。

(会計年度)

第18条 会の会計期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会則等の変更

(会則の変更)

第19条 この会則は、総会において、出席会員の4分の3以上の者の同意を得て改正することができる。

附 則

1. この会則は、平成10年11月1日より施行する。
2. 会則 第8条第1項第9号については、平成18年7月7日より改定する。
3. 会則 第6条第1項については、平成30年7月24日より改定する。
4. 会則 第1条、第4条、第6条、第7条、第8条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第19条については、令和元年9月3日より改定する。

1. 会費は、5,000円を卒業年次に徴収する。
2. 役員を選出
 - (1) 名誉会長は、学校法人 岩崎学園 理事長に委嘱する。
 - (2) 会長、副会長、会計監査は、原則として、学校法人岩崎学園在職者以外とする。
 - (3) 各専門学校常任幹事は、原則として、各専門学校在職者を選出する。
 - (4) 新正会員の幹事については、卒業時に各校1名以上を選出する。
3. 総会、幹事会などの開催に伴う諸費は、校友会資産より支出する。
4. 各専門学校校友会の通帳は、各専門学校の部次長が管理する。
5. 会員情報は、個人情報の観点から一切公開しない。
6. 定期的な活動（年間）
 - (1) 各専門学校幹事会の開催
年度毎に1回開催。前年校友会総会における次期事業計画をもって決定する。
 - (2) 総会の開催
必要に応じ開催。
 - (3) 会員情報の更新
新会員情報を追加するとともに現会員情報を随時更新する。

附 則

1. この細則は、平成10年11月1日より施行する。
2. 細則4については、平成16年4月1日より改定する。
3. 細則5-(2)については、平成16年4月1日より改定する。
4. 細則5-(3)については、平成16年4月1日より改定する。
5. 細則5-(1)については、平成18年7月7日より改定する。
6. 細則5-(2)については、平成23年7月8日より改定する。
7. 細則2-(2)、(3)、4、6-(1)、(2)、(3)については、令和元年9月3日より改定する。